

(第一類 第四号)

第二回 國會 司法委員會 會議 録 第二十七号

(四三五)

昭和二十三年六月八日(火曜日)

午前十一時零分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君

委員 長 良作君

花村 四郎君

明禮輝三郎君

池谷 信一君

山中日露史君

中村 俊夫君

吉田 安君

出府政府委員

檢務長官 木内 曾益君

法務廳事務官 宮下 明義君

委員外の出席者

専門調査員 村 教三君

専門調査員 小木 貞一君

本日の會議に付した事件

刑事訴訟法を改正する法律案(内閣提出)(第六九号)

(筆 記)

○井伊委員長 會議を開きます。刑事訴訟法を改正する法律案を議題として質疑に入ります。

○山口(好)委員 この改正案の公判その他の過程における運用上の構想、殊に起訴狀提出後公判開始までの手續、被告人の黙秘権の運用、及び交互尋問の方法について、政府の構想を伺いた

○木内政府委員 本案は應急措置法の條に沿ひ整備したものであるから、現在の刑事訴訟法でも、應急措置法の

実績に照して運用上さしたる支障はなく、裁判の關係においては起訴狀だけをまづ裁判所に提出するのであるから、従来のように公判前の記録を綴むことに裁判所が力を入れることがなく、従つて公判の管理回数が増加して、開廷までの準備その他を考へれば、全体として努力、時間が長かくなることは考へられない。ただ問題は、一定の事件について弁護人をつけなければ公判を願けない場合が多くなるが、この点についても運用面で解決がつくから支障はないと思ふ。黙秘権の限度については、被告人が陳述をするか否かは本人の任意である。又交互尋問の制度については、大陸法系の上記のところも取入れて、変形の制度をとつてゐるので、一應手数がかかるとも思われるが、訴訟の進行に支障があるとは思われないと答弁した後、さらに言ひ渡しまでの手續きについて説明をした。

○山口(好)委員 裁判において最も重要であることは、裁判官が一切の先入観を捨て、厳正公平に事の真相を確かめ、裁判をすることである。裁判官が一人て取調へ檢察官弁護人がたが補充的に尋問していたのは現行法の欠点である。被告人の人權を擁護するためには、當事者訴訟主義を原則とする建前に徹し、裁判官は公平な立場に立たなければならぬと考へる。此の点の仕組みはどうなつてゐるか。

○宮下政府委員 本案ではこの点を考慮し、裁判官をまづたく白紙の状態に置くように改めた。本案の手續では必ずしも被告人尋問が先行しないで、大體証人尋問から始まり、被告人の陳述を求めるとはその間にはさまれると考へる。証人の尋問方法については、現在の弁護士の数などの点を考慮して、裁判官が骨組を形づくつた後、兩當事者の補充的尋問という形をとつたのであるが、しかし事件によつてむしろ最初から交互尋問を適當と考へる場合もある。この場合裁判所及び當事者の話し合いによることとし、適當な運用を期待してゐる。なお弁護士の数が増加し、本案の手續に習熟した場合に、徹底した形に移行する考へである。

○山口(好)委員 控訴審については、基本的人權を擁護する建前からも、また訴訟経済上から見て、復審制をとるのがよいのではないかと考へる。

○木内政府委員 本案では、第一審においてすでに証拠資料を出し盡すような制度であるから、従来と異り被告人擁護にほとんど完全するところが無い。なお、控訴審においてもただ書面審理に限定せられないで、十分調査するようになつてゐるから心配の点はないと考へる。

○山口(好)委員 本案で基本的人權の擁護にあまり重きを置くため、治安の維持、裁判の適確性を欠く虞はないか。またかゝる弊害に対し、人權擁護と治安の維持との調和を今後どこで補整するか。

○木内政府委員 有罪のもの百人を逃すよりも、無この者一人を罰することが遺憾であるという考へが本案の重点であり、又治安維持の問題については、警察分化によつて警察力が弱体化したが、本案では檢察官の警察官に対する一般的指示、具体的指揮の規定が設けられてゐるから、司法警察力を強力に統轄し得ると考へる。なお、檢察官は令狀を得れば、自由に活動することができるとなつたから、運用によつては現在以上に捜査態勢をあげることができると考へる。

○中村(俊)委員 本案の中に裁判所規則という文言が見えるが、本案にあつて規則制定委員会は進行してゐるのか。

○宮下政府委員 本案立案の際、規則制定権との關係を考慮し、手續の細部については規則を認め、基本的人權に關係のある事項、及び基本的な資格をなしてゐる事項については、法律で定める考へて立案したが、従来應急措置法の下では、一時整理促進に関する規則制定委員会が行われたが、今回の改正については進行してゐないと考へる。

○中村(俊)委員 本案第七十六條と同じく四百七條とを比較してみると、上訴権回復については救済されるが、上告趣意書提出期間については救済規定がない。殊に上告趣意書が不可抗力のため期間を失つた時には、救済規定が必要ではないか。

○宮下政府委員 この点については現行法にも上訴権については規定されるが、上告趣意書については法律で一定されていることを考慮しなければならぬ。

○井伊委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

昭和二十三年九月十六日印刷

昭和二十三年九月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局